

建築基準法施行規則第4条及び第4条の8により提出が必要な書類一覧表

施工計画報告書及び施工結果報告書		施工状況報告書
京都市	<京都市建築基準法施行細則第25条> 『削除』されました。(平成26年4月1日施行)	<京都市建築基準法施行細則第27条> 『削除』されました。(平成26年4月1日施行)
京都市 宇治市	<宇治市建築基準法施行細則第17条> S造、RC造、SRC造で次のいずれかに該当するもの 1 地階を除く階数が3以上のもの 2 延べ面積が500㎡を超えるもの 提出時期 : <計画> 当該構造部工事に着手する前に <結果> 中間検査、ならびに完了検査申請の時に	<宇治市建築基準法施行細則第16条> 日影による高さの制限を受ける建築物並びに日影による高さの制限を受けない建築物で建築士法第3条第1項及び第3条の2第1項に掲げる建築物 ※1 提出時期 : 中間検査、ならびに完了検査申請の時に
その他	 <京都市建築基準法施行細則第7条> 『削除』されました。(平成27年6月1日施行) 	 <京都府建築基準法施行細則第7条> 『削除』されました。(平成27年6月1日施行)
滋賀県	 <滋賀県建築基準法施行細則第7条> 『削除』されました。(平成27年6月1日施行) 	 <滋賀県建築基準法施行細則第7条> 『削除』されました。(平成27年6月1日施行)

大阪府内建築行政連絡協議会(大連協)様式による各種報告書		
大阪府	1 工事監理報告書 対象建築物 : 全ての建築物 2 建築設備工事監理報告書 全ての建築物 3 鉄骨工事施工状況報告書 S・SRC造(4号建築物を除く) 4 コンクリート工事施工(計画・結果)報告書 【 RC・SRC造で、3階以上 5 コンクリート打込(計画・結果)表 または500㎡を超えるもの 】	提出時期 : 1 中間・完了検査受検ごと 2 完了検査受検時 3 中間(建て方工事)・完了検査時 4・5 計画報告書・計画表 コンクリート工事着手前 4・5 結果報告書・結果表 中間・完了検査時

- ※1 建築士法第3条第1項及び第3条の2第1項に掲げる建築物
- 1 学校、病院、劇場、映画館、観覧車、公会堂、集会場(オーディトリウムを有しないものを除く)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積500㎡を超えるもの
 - 2 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
 - 3 RC造、鉄骨造、石造、煉瓦造、CB造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積30㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
 - 4 延べ面積が100㎡(木造の建築物にあっては、300㎡)を超え、又は、階数が3以上の建築物

備考 :

- 1 建築基準法第7条の5の適応(検査特例)を受けようとする場合は、屋根の小屋組の工事完了時・構造耐力上主要な軸組もしくは耐力壁の工事完了時基礎の配筋時における施工写真の提出が必要となります。
- 2 表記規則法文には定められていませんが、工事施工状況の確認のために各種試験報告書・納品伝票その他の提示を求めますので、検査の際には準備をお願い致します。(提示を求める資料等については、検査員に確認願います。)

※ 青色文字は、宇治市建築基準法施行細則が平成23年2月25日に改正・同日施行にともない、一部改定した部分を示します。

※ 京都府施行細則の一部変更(H27.06.01施行)にともない、一部改正をおこなうとともに、大連協にかかる事項を追加記載しました。